平成２４年（再イ）第１号
熊本市南区城南町宮地1098番地１
再生債務者　近藤　圭子
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月13日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月12日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月12日まで
平成24年６月14日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再イ）第７号
青森市大字駒込字蛍沢48番地166
再生債務者　佐々木晃子
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月13日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月13日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月13日まで
平成24年６月15日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再イ）第１２号
愛媛県松山市磯河内甲232番地14
再生債務者　樋ノ口美穂
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月14日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月13日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月13日まで
平成24年６月15日　　松山地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第３号
鹿児島県垂水市田神2100番地
再生債務者　篠原　清己
１　決議に付する再生計画案　平成24年５月30日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月13日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月13日まで
平成24年６月15日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第３号
水戸市堀町2287　フラット・マーサ１号館101号室
再生債務者　三村　孝信
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年６月14日　　水戸地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第６号
千葉県市原市五井3425番地１
再生債務者　高澤　　誠
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月３日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月17日から平成24年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再ロ）第１００３５号
東京都葛飾区東新小岩１―３―５―803ライオンズマンション新小岩駅前壱番館
再生債務者　佐藤　芳治
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月12日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月26日から平成24年８月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第３４号
大阪府吹田市山田東１丁目35番１―401号
再生債務者　髙田　竜作
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月12日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月17日から平成24年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第１号
山口市黄金町５番12―204号
再生債務者　永茂　勝弘
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月12日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月19日から平成24年７月26日まで
山口地方裁判所

平成２４年（再ロ）第３号
熊本県宇城市松橋町西下郷1391番地31
再生債務者　村上賢一郎
１　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月12日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月26日から平成24年８月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再ロ）第４号
北九州市小倉北区黒住町15番３号
再生債務者　白木絵里香
１　決定年月日時　平成24年６月15日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月13日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月20日から平成24年７月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１００１６号
東京都三鷹市井の頭１―10―２―103
再生債務者　飯田　尊博
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年６月28日まで
平成24年６月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１９号
兵庫県尼崎市大庄中通２丁目61番地
再生債務者　皆吉　敬一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年７月４日まで
平成24年６月13日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再ロ）第３号
石川県能美市大浜町ク58番地30
再生債務者　中川　　智
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月13日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年７月５日まで
平成24年６月14日　金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（再ロ）第６号
兵庫県西宮市松並町７番１号　ＪＲ西日本甲子園口寮
再生債務者　羽川　達也
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年７月５日まで
平成24年６月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再ロ）第７号
兵庫県尼崎市南七松町２丁目４番８号
再生債務者　長堂　昌盛
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月13日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年７月５日まで
平成24年６月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１６号
大阪府茨木市真砂１丁目13番12号
再生債務者　桐島　広行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年６月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月14日
大阪地方裁判所第６民事部